

海区漁業調整委員会
選挙人名簿の登録申請

選挙管理委員会事務局 ☎9101

広島海区漁業調整委員会選挙人名簿の調製のための登録申請を、9月1日(金)現在の状況を基準として受け付けます。

選挙権があっても選挙人名簿に登録されていないと投票できません。選挙人名簿への登録を希望する人は、9月5日(火)までに申請してください。

申請先 市役所3階選挙管理委員会事務局、大野・宮島支所 担当窓口

緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断費用の補助

建築指導課 ☎9191

緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断費用の一部を補助します。補助内容 耐震診断に関する経費の3分の2で200万円以内の額

申込資格 市の税および使用料を滞納していないこと
平成30年3月末までに完了報告が可能なこと

申込方法 市役所6階建築指導課または市ホームページにある用紙に必要事項を記入し、建築指導課まで持参で。

申込締切 10月31日(火)
対象となる建築物

昭和56年5月31日以前に着工し、建築基準法による確認通知書または検査済証の交付を受けたもの

建築物の敷地が、広島県地域防災計画で指定された緊急輸送道路(国道2号、県道30号(廿日市佐伯線)、県道43号(厳島公園線))に接しているもので、地震時の倒壊でこの道路を通行することができなくなる恐れがあるもの

※申請書の内容と添付書類が全て整ったものから順番に受け付け、補助金交付決定額の合計が予算額を超えた場合は締め切ります

民間建築物アスベスト対策事業補助金

建築指導課 ☎9191

吹付け建材などにアスベストが含まれているかどうかの調査に必要な費用を補助します。

補助内容 調査会社などへ支払う経費で、1棟当たり25万円が上限

対象 吹付け建材などにアスベストが含まれている可能性があること
建築基準法の規定に適合して建築していること

平成30年2月末までに完了報告が可能なこと
対象建築物の所有者などであること

市の税と使用料を滞納していないこと

申込方法 市役所6階建築指導課または市ホームページにある用紙に必要事項を記入し、建築指導課まで持参で。

申込締切 10月31日(火)
※申請書の内容と添付書類が全て整ったものから順番に受け付けます。補助金交付決定額の合計が予算額を超えた場合は締め切ります

木造住宅耐震診断・改修

住宅政策課 ☎9187

木造住宅耐震診断 現地調査を行い、一般診断で地震に対する安全性を評価します。

募集戸数 11戸程度(先着)
応募方法 市役所6階住宅政策課または市ホームページにある応募用紙に必要事項を記入し、住宅政策課まで持参で。

応募締切 10月11日(水)
費用 無料
※ただし、交通費1000円程度(宮島地域は、2000円程度)と、確認申請書が無いときは建物図面作成費として5000円

程度(図面がある場合は不要)が必要で
対象 昭和56年5月31日以前に建築された木造の一戸建ての住宅、長屋または併用住宅(住宅部分が延べ面積の2分の1以上のもの)で2階建て以下のもの

※その他、条件があります。詳しくは、パンフレットまたは市ホームページで確認してください

募集戸数 7戸程度(先着)
応募方法 市役所6階住宅政策課または市ホームページにある応募用紙に必要事項を記入し、住宅政策課まで持参で。

応募締切 9月27日(水)
対象 昭和56年5月31日以前に建築された木造2階建て以下の住宅で、補助金交付決定後に工着手し平成30年2月末までに工事完了するもの

※その他、条件があります。詳しくは、パンフレットまたは市ホームページで確認してください

補助内容 補助には次の①②③があります。
①建物全体の耐震改修工事 経費の23%に相当する額で1

件当たりの上限30万円
②建物の一部の耐震改修工事(段階的耐震改修工事) 経費の23%に相当する額で、1件当たりの上限20万円

③①または②に伴うリフォームを行う場合、経費の10%に相当する額で1件当たり上限20万円

福祉・介護

年金受給資格期間が25年から10年に短縮されます

保険課 ☎9159

これまで、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間(国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合などの加入期間を含む)と、国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が、原則、25年以上必要でした。

8月1日(火)からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになります。

新たに対象となる、資格期間が10年以上25年未満の人には、日本年金機構から黄色い封筒で年金請求書が郵送されています。

届いたら、「ねんきんダイヤル」☎0570-051165)で予約をし、近くの年金事務所手続きをしてください。

スポーツ

初心者パークゴルフ教室

廿日市市スポーツ協会事務局 ☎4480

パークゴルフのルールと実技講習
とき 9月2日(土)9時~12時
ところ パークゴルフ場
講師 廿日市パークゴルフ協会
参加費 1000円

対象 パークゴルフを始めてみたい人、始めて1年未満の人
※小学生は保護者と参加してください

定員 10人程度
持ち物 運動ができる服装で、靴底が平らな運動靴

申込方法 パークゴルフ場およびスポーツ協会にある申込用紙に必要事項を記入し、パークゴルフ場(☎2001)またはスポーツ協会(☎4480)まで持参、ファクス、または郵送で次へ。

〒738-0033 串戸6の1の1サンチェリー内 特定非営利活動法人廿日市市スポーツ協会事務局
申込締切 8月25日(金)(必着)

柔道整復・はり・きゅう・マッサージの適正受診

保険課 ☎9159

①柔道整復師の施術を受ける人
健康保険を使えるとき

・整骨院や接骨院で骨折、脱臼、打撲および捻挫(いわゆる肉ばなれを含む)の施術を受けた場合に保険の対象になります。

・骨折および脱臼に関しては、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

健康保険を使えない施術
・単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術は健康保険の給付の対象になりません。

医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷などの治療を受けている間は、施術を受けても健康保険の給付の対象にはなりません。

柔道整復の療養費
柔道整復師の施術にかかる療養費は、「償還払い」(患者が全額負担した後、自ら保険者へ支給申請を行い給付を受けること)が原則ですが、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を

保険者へ請求する「受領委任」という方法があります。この場合、医療機関へかかったときと同じように自己負担分だけで施

術を受けることができます。
※柔道整復師などが代わって保険者へ請求するため、必要書類に患者のサインが必要で

②はり・きゅうの施術を受ける人
健康保険を使えるとき

・主として神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症および頸椎捻挫後遺症などの慢性的な疼痛を主症とする疾患の治療を受けたときに、健康保険の給付の対象になります。

治療を受けるときの注意
・健康保険を使うには、あらかじめ医師が発行した同意書または診断書が必要です。詳しくは、はり・きゅう施術所などに確認してください。

医療機関(病院、診療所など)で同じ対象疾患の治療を受けている間は、はり・きゅう施術を受けても健康保険の給付の対象にはなりません。

③マッサージの施術を受ける人
健康保険を使えるとき

・筋麻痺や関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例で施術を受けたときに健康保険の給付の対象となります。

治療を受けるときの注意
・健康保険を使うには、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。詳しくはマッサージ施術所などに

確認してください。
・単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージなどは健康保険の給付の対象になりません。

児童扶養手当現況届

子ども課 ☎9153

児童扶養手当の受給資格者は、毎年現況届の提出が必要です。この届は、児童の養育状況と所得などを確認し、平成29年8月から平成30年7月までの受給資格を認定するためのものです。

添付書類と児童扶養手当証書を添えて、必ず提出してください。現在、児童扶養手当の支給が停止されている人には児童扶養手当証書はありませんが、現況届の提出は必要です。

現況届を2年間提出しなかった人は、支給権が消滅するため、早めに提出してください。

併せて、児童扶養手当を受給し始めてから5年が経過した人などは、一部支給停止適用除外の届け出も必要です。

申請受付窓口 市役所1階子ども課および各支所担当窓口(郵送不可)

窓口受付期間 8月1日(火)~31日(木)8時30分~17時(土・日・祝・休日除く)

国民健康保険の被保険者を対象に、医療機関窓口で支払う一部負担金を減額または免除する制度です。

入院治療で対象となる場合
直近3カ月の収入が昨年中の収入に比べて大きく減少し、生活保護基準の130%以内で、預貯金の保有額が生活保護基準の3カ月分以内の額しかないと

き。収入によって減免の割合は異なります。

外来治療で対象となる場合
国民健康保険税が減免されている(納期の設定がない時期は国民健康保険税が減免される場合と同等の収入や預貯金しかない)とき。該当する場合は一律免除となります。

共通事項
実際の要件は世帯ごとで異なり、減免理由が生じてから6カ月以内に申請することが条件です。まずは収入や預貯金が分かる資料を持参して相談してください。

国民健康保険の一部負担金減免制度

保険課 ☎9159

※8月8日(火)と24日(木)は、20時まで受付時間を延長します(子ども課のみ)

国民健康保険の一部負担金減免制度

国民健康保険の一部負担金減免制度

国民健康保険の一部負担金減免制度

国民健康保険の一部負担金減免制度

国民健康保険の一部負担金減免制度

国民健康保険の一部負担金減免制度

国民健康保険の一部負担金減免制度

国民健康保険の一部負担金減免制度

国民健康保険の一部負担金減免制度